

引越し時の手続き 転出・転入届けをお忘れなく

春の引越しシーズンを迎える目の回るような忙しさに追われている方も多いことでしょう。引越して忘れてはならないのが転出・転入時の届け出です。すっかりして手続きを忘れると選挙に参加できなくなったり、国民年金の給付が受けられないなど、さまざまな不都合が生じる場合があります。適切な住民サービスを受けるためにも、届けは必ず出しましょう。

住民基本台帳への記載

住民基本台帳への記載や消除等は、転出・転入届けを出すことにより行われます。引越す月と転出先の住所が分かったら、役場から転出証明書を書きます。転入届けは、引越した日から十四日以内に転出先の役場に提出してください。

住民基本台帳は、住所、世帯等に関する住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、住民税の賦課徴収、国民健康保険、国

民年金その他、住民に関する事務処理の基礎となります。ですから、転入届けを出さなければ、選挙権の行使や国民健康保険の給付などが受けられないばかりでなく、義務教育就学のもとになる学齢簿の作成もできないことになってしまいます。

なお、町内で住所を変えたときは「転居届け」を出さなければなりません。

その他の届け出

そのほか、引越しの際には次のような届けが必要です。

- **印かん登録証**
返却し、転出先で新たに申請します。
- **国民健康保険証**
返却し、転出先で新たに申請します。
- **国民年金**
転出先で住所変更手続きをします。
- **在学証明書**
小・中学生がいる場合、教育委員会で手続きをし、学校で

受けとります。そして転出先の学校に提出します。

- **運転免許証**
十五日以内に、転出先の警察署、または警察の自動車試験場で住所変更手続きをします。自動車のある場合は、所轄の陸運事務所登録変更手続きをします。

このほか、郵便局に住所変更届けを出しておくと、転出先に郵便物を転送してもらえるのでたいへん便利です。

新学期を控えて 新入学(園)児の交通事故を防ごう

新学期は、子供の交通事故が心配される時期でもあります。特に行動範囲がグッと広がったり、新たに自転車を利用し始めたりする新入学(園)児については、これまでに十分に注意が必要です。

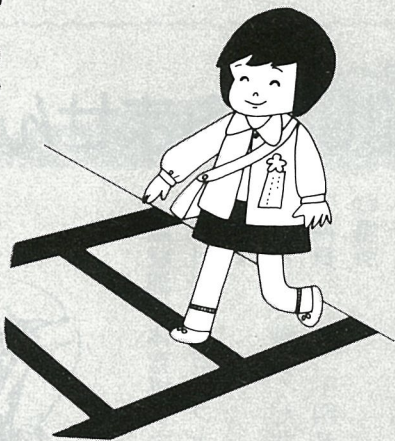
子供の行動特性を知ろう

道路にいきなり飛び出してくる子供にハッと

させられることがよくありますが、子供は時として大人が想像もつかないような行動をとり、事故につながることも少なくありません。子供を交通事故から守っていくためには、まず、次のような子供の特性を十分理解する必要があります。

- ▼子供は、一つのことに注意が向くと、周りのものは目に入らなくなる。
- ▼子供は、物事を単純にしか理解できず、考え方も自己中心的になりがち。自分が黄色い旗をあげれば、車は必ず止まってくれるものと思いがちである。
- ▼子供は、応用的な動作ができない。いつも通る道では通ルールは守れるが、知らない道では守れない。

- ▼子供は、「あぶないよ」とか「注意しなさい」というような抽象的な言葉だけではよく理解できない。具体的な行動を通じて理解させる必要がある。
- ▼子供は、大人や年上の子のまねをする。
- ▼子供の視点は大人よりも低い。駐車中の車などがある場合、大人には先を見とおせても、子供には見えないことがある。
- ▼子供の交通事故を防ぐには、わが子の性格をよく考え、日常生活の中で具体的に指導していくことが重要です。と同時に、登校時間に余裕をもたせ、出かける前にしからないよう、お母さんも気をつけて、子供を交通事故から守りましょう。



たしかめて
またたしかめて
ハイ横断